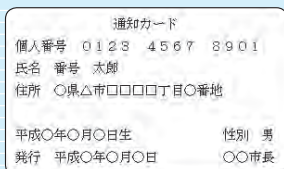


# 10月から マイナンバー制度 (社会保障・税番号制度) が始まります



## 10月から「通知カード」が送付されます

住民票の住所に、マイナンバーの「通知カード」が送られます。通知カードを確実に受け取るために、今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、住所変更の手続きをお願いします。



※通知カードイメージ

## 個人番号カードの発行

平成 27 年 10 月から申請することができ、平成 28 年 1 月から順次交付されます。

- ◇通知カードと一緒に、個人番号カードの交付申請書が送付されます。希望する方は証明写真を張り付け、指定の場所まで郵送をしていただけます。
- ◇個人番号カードには、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号・有効期間などが記載され、身分証明書として利用できます。
- ◇e-Tax をはじめ、各種電子申請を行うことができます。
- ◇初回発行手数料は無料です。(電子証明書代含む)  
※平成 28 年 1 月以降、住民基本台帳カードは新規発行できなくなります。また、個人番号カードは公的な身分証明書としても利用できることから取り扱いには十分ご注意願います。



※カード表



※カード裏

マイナンバーとは、日本国内に住民登録のある全ての方に付番・通知される 1 人に 1 つずつの 12 桁の番号です。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象となります。

マイナンバー制度は、税務署などの国の機関や地方公共団体、健康保険組合などが持っている個人のさまざまな情報を同一人の情報かどうか確認するための社会基盤であり、行政手続の効率化や利便性の向上が図られます。

## マイナンバーはどのような場面で 使用することとなりますか？

平成 28 年 1 月以降に、以下のような場面でマイナンバーが必要となります。

- ・毎年 6 月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示する。
- ・厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示する。
- ・証券会社や保険会社などに法定調書など記載のためマイナンバーを提示する。
- ・勤務先で源泉徴収票など作成のためマイナンバーを提示する。

※これは一例です。

## マイナンバーのスケジュール

- 平成 27 年 10 月～ マイナンバーの通知
- 平成 28 年 1 月～ マイナンバー制度の利用が開始、個人番号カードの交付開始 (希望者のみ)
- 平成 29 年 1 月～ 国の機関の間で情報連携開始、「マイナポータル」(情報提供等記録開示システム) の運用開始
- 平成 29 年 7 月～ 地方公共団体の間でも情報連携開始

### ●マイナンバーについてもっと知りたいときは…

問/政府広報コールセンター (☎ 0570-20-0178)  
通知カード・個人番号カードについて 市民課 (☎内線 223)  
マイナンバー制度について 総務課 (☎内線 518)

## 人口と世帯

(27年8月末現在)

住民基本台帳人口  
男 21,877人(+21)  
女 22,366人(+22) 計 44,243人(+43)  
転入 160人 転出 121人  
出生 37人 死亡 33人  
世帯数 17,137世帯 (+32)

( ) 前月比

## 火災と救急

(27年8月中)

〈火災〉	2件	〈救急〉	182件
建物	2件	交通事故	12件
車両	0件	急病	112件
林野	0件	一般負傷	22件
その他	0件	転院	25件
		その他	11件
		火災	0件

## 市内の交通事故件数

(27年8月末現在)

	8月中	1月からの累計	前年累計比
人身事故	19件	130件	8件
死亡	0人	0人	-5人
負傷者	28人	163人	8人

(岩沼警察署調べ)

《市のホームページをご覧ください!》

市のさまざまな情報を掲載しています。  
URL <http://www.city.iwanuma.miyagi.jp/>

《エフエムいわぬまをお聴きください!》

災害時は、エフエムいわぬま (77.9メガヘルツ) から情報をお伝えします。インターネットでも聴くことができます。「JCBAエフエム岩沼」で検索してください。 問/☎23-5080